

国港総第 1 4 6 号
国港技第 1 8 号
令和 6 年 5 月 2 7 日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港 湾 空 港 部 長 殿

港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
(公 印 省 略)

「共同企業体取扱要領の運用について」の一部改正について

經常建設共同企業体については、「共同企業体の在り方について」（昭和 6 2 年建設省
中建審発第 1 2 号）並びに「中小建設業の振興について」（昭和 3 7 年 1 1 月 2 7 日付け
建設省発計第 7 9 号）において各発注者向けに定められていることを踏まえ、その直轄工
事における取扱い及び運用については、「共同企業体取扱要領の運用について」（昭和 4
2 年 7 月 2 8 日付け港管第 2 0 7 3 号の 4）において定めているところである。

今般、「中小建設業の振興について」（昭和 3 7 年 1 1 月 2 7 日付け建設省発計第 7 9
号）が改正され、共同企業体協定書の見直しがされたことを踏まえ、「共同企業体取扱要
領の運用について」（昭和 4 2 年 7 月 2 8 日付け港管第 2 0 7 3 号の 4）について下記の
とおり改正することとしたので通知する。

記

（共同企業体取扱要領の運用についての一部改正）

「共同企業体取扱要領の運用について」（昭和 4 2 年 7 月 2 8 日付け港管第 2 0 7 3
号の 4）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応
して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げ
るもののよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正
前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
4 <u>共同企業体協定書（甲、乙）</u>は、<u>別添1</u>及び<u>別添2</u>を参考とすること。 なお、この協定書の様式は、標準的なものであるから、結合の実情に応じて、支出負担行為担当官等において必要と認める事項を加え、不必要と認める事項を削除しても差し支えない。 また、協定書の様式は、原則として<u>別添1</u>によることとするが、工事の内容、共同企業体構成員の実情如何によっては、<u>別添2</u>によることもできるものとする。 (別添1) <u>〇〇建設共同企業体協定書（甲）</u> 第1条 （略） 第2条 当共同企業体は、<u>〇〇建設共同企業体</u>（以下「企業体」という。）と称する。 第3条 （略） （成立の時期及び解散の時期） 第4条 当企業体は、<u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。 2 （略） 第5条～第17条の2 （略） （解散後の<u>契約不適合責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき<u>契約不適合があった</u>ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。 。	4 <u>共同企業体協定書</u>は、<u>別添様式（甲・乙）</u>を参考とすること。 なお、この協定書の様式は、標準的なものであるから、結合の実情に応じて、支出負担行為担当官等において必要と認める事項を加え、不必要と認める事項を削除しても差し支えない。 また、協定書の様式は、原則として<u>甲様式</u>によることとするが、工事の内容、共同企業体構成員の実情如何によっては、<u>乙様式</u>によることもできるものとする。 (甲号様式) <u>〇〇建設共同企業体協定書</u> 第1条 （略） 第2条 当共同企業体は、<u>〇〇経常建設共同企業体</u>（以下「企業体」という。）と称する。 第3条 （略） （成立の時期及び解散の時期） 第4条 当企業体は、<u>平成 </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。 2 （略） 第5条～第17条の2 （略） （解散後の<u>かし担保責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき<u>かしがあった</u>ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(新設)

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

(新設)

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 ⑩

(別添2)

〇〇建設共同企業体協定書 (乙)

第1条 (略)

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体
(以下「企業体」という。)と称する。

第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立
し、その存続期間は1年とする。ただし、1年
を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契
約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散
することができない。

2 (略)

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に
関し、当企業体を代表してその権限を行うこと
を名義上明らかにした上で、発注者及び監督官
庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及
び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業
体に属する財産を管理する権限を有するものと
する。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めると
ころによるものとする。

2 (略)

代表取締役〇〇〇〇 ⑩

(乙号様式)

〇〇経常建設共同企業体協定書

第1条 (略)

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体
(以下「企業体」と略す)と称する。

第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、昭和 年 月 日に
成立し、その存続期間は1年とする。ただし、
1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請
負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、
解散することができない。

2 (略)

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に
関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官
庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつ
て、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）
の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理
する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の分担は、別に定めるところに
よるものとする。

2 (略)

第9条・第10条 (略)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条～第17条 (略)

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○ ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○ ⑩

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

第9条・第10条 (略)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条～第17条 (略)

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(新設)

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○ ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○ ⑩

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業構成員が分担する工事を次のとおり定める。

ただし、分担工事の1つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1 工事名称 ○○○○○工事
2 分担工事額（消費税分を含む。）
○○建築工事 ○○建設株式会社 ○○円
○○土木工事 ○○建設株式会社 ○○円

○○建設株式会社外○社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注） 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

年 月 日
○○建設共同企業体
代表者 ○○建設株式会社
代表取締役○○○○ ⑥
○○建設株式会社
代表取締役○○○○ ⑥

1 工事名称 ○○○○○工事
2 分 担
(1) ○○建築工事 ○○建設株式会社
(2) ○○建築工事
○○土木工事 ○○建設株式会社
(3) ……………工事 ……………

○○建設株式会社外○社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

（新設）

年 月 日
○○建設共同企業体
代表者 ○○建設株式会社
代表取締役○○○○ ⑥
○○建設株式会社
代表取締役○○○○ ⑥